

「福島フルーツ盆地酒(ぼんちしゅ)特区」のご案内

令和5年9月1日
福島市政策調整部

1. 特区の概要

- (1)構造改革特別区域法に基づき、平成30年8月8日付け国から構造改革特別区域(以下「特区」という。)に認定されました。
- (2)これにより、酒税法に定める酒類製造免許の最低製造数量基準が緩和されることになり、法律上の基準より少量の製造でも酒類製造免許が取得できるようになりました。対象区域は福島市全域です。
※認定を受けた名称は、「盆」の右上の半濁点を除いた「福島フルーツ盆地(ぼんち)酒特区」です。

2. 対象となる酒類

- (1)酒税法第3条第13号に規定される果実酒(ぶどうを使ったワインなど)
- (2)酒税法第3条第19号に規定されるその他の醸造酒(米を使ったどぶろく)

3. 緩和の内容

酒類	酒税法上の最低製造数量基準	特区適用後の最低製造数量基準
果実酒	6キロリットル	2キロリットル
その他の醸造酒	6キロリットル	最低製造数量無し

※最低製造数量基準:製造免許を受けた後1年間に製造しようとする見込数量。

4. 特区の留意点

- (1)新たに酒類を製造しようとする場合、酒税法上の酒類製造免許の取得が必要です。福島税務署(電話024-534-3121)にご相談ください。特区により規制緩和されるのは、上記の最低製造数量基準のみです。無免許での製造は法律上禁止されています。また、特区の活用を理由に他法令の規制緩和も認められませんので、他法令を必ず順守してください。
- (2)無免許で酒類を製造した場合は、10年以下の懲役または100万円以下の罰金の罰則規定があります。
- (3)果実酒を製造する原料のくだものは、福島市内で生産されたものに限ります。種類は、ぶどう、りんご、ブルーベリー、梅、もも、日本なし、さくらんぼ、いちご、ゆず(出荷可能な生産者として福島県が管理するリストに登録されている者の出荷するものに限る。詳細は福島市ホームページ(※1)参照)、かき(乾燥・濃縮行程を行う加工品を製造する場合は規制があるため、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係に要相談。詳細は福島市ホームページ(※2)参照)、西洋なし、すもも、イチジク、なつはぜ、キウイフルーツ、びわ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限ります。

※1 福島市ホームページ「福島市産ユズの出荷制限が解除されました」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-seisan/shigoto/noringyo/norinshinko/yuzu.html>

※2 福島市ホームページ「あんぼ柿および干し柿等の「カキ」を原料とする乾燥果実の加工自粛等について」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-seisan/shigoto/noringyo/higaitaisaku/kakoujishuku.html>

- (4)その他の醸造酒を製造する原料の米は、自らが福島市内で生産したものに限ります。

5. 主な問い合わせ先

問い合わせ内容	担当官庁	連絡先
酒類製造免許に関する事	福島税務署酒類指導官	024-534-3121
6次産業化支援等に関する事	福島市農政部農業振興課 販売促進係	024-529-7663
新規就農や農業全般に関する事	福島市農政部農業企画課 農業担い手係	024-525-3740
製造するための施設の建築に関する事	福島市都市政策部 開発建築指導課開発審査係	024-525-3790
営業許可(酒類製造業、飲食店営業等)に関する事	福島市保健所衛生課 食品衛生係	024-597-6358
特区の制度に関する事	福島市政策調整部 政策調整課広域連携推進係	024-525-3788

特区を活用した果実酒製造に関する注意点

No.	項目	注意点
1	酒類を製造しようとするくだものは何でも大丈夫ですか？	ぶどう、りんご、ブルーベリー、梅、もも、日本なし、さくらんぼ、いちご、ゆず(出荷可能な生産者として福島県が管理するリストに登録されている者の出荷するものに限る。詳細は福島市ホームページ参照)、かき(乾燥・濃縮行程を行う加工品を製造する場合は規制があるため、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)に要相談。詳細は福島市ホームページ参照)、西洋なし、すもも、イチジク、なつはぜ、キウイフルーツ、びわ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限ります。 この他を原料とする酒類は特区の制度では活用できません。
2	酒類を製造しようとするくだものは、どこで生産されたものでも大丈夫ですか？	上記のくだものが福島市内で生産されたものに限ります。 ただし、自らが生産しても、市内の生産者から購入してもどちらでも構いません。
3	くだものを生産したいが、どこに相談すればいいですか？	新規就農や、現在生産しているくだもの以外の生産もお考えの場合は、福島市農政部農業企画課農業担い手係(電話:024-525-3740)にご相談ください。
4	酒類製造免許を取得したいが、どうすればいいですか？	製造免許を受けるためには、税務署に製造免許の申請書を提出しなければなりません。税務署では設備要件、技術的要件、税の滞納状況及び酒税の納入できる経営状況等の審査項目があります。事前に福島税務署(電話:024-534-3121)にご相談いただき、必要な要件の確認をお願いします。
5	製造施設を建築したいが、どうすればいいですか？	施設の建築には都市計画法や建築基準法等、関係法令の規制があります。製造施設の建築に関しては、まずは福島市都市政策部開発建築指導課開発審査係(電話:024-525-3790)にご相談ください。
6	製造施設の設備について、どこに相談すればいいですか？	製造に関する設備要件や技術的要件については、事前に福島税務署(電話:024-534-3121)にご相談いただき、必要な要件の確認をお願いします。
7	酒類製造業の許可を取得するには、どうすればよいですか？	酒類を製造するには、製造する施設において食品衛生法の営業許可(酒類製造業)を受ける必要があります。施設基準や食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理などの規制がありますので、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)にご相談ください。
8	製造した果実酒を提供する飲食店の経営をしたいのですが、どこに相談すればいいですか？	飲食店営業許可が必要です。施設基準や食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理などの規制がありますので、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)にご相談ください。

特区を活用したどぶろく製造に関する注意点

No.	項目	注意点
1	どぶろくを製造するのは誰でもできますか？	どぶろくを、自己の営業場(農家民宿や農園レストラン等)において、飲用に供する業を福島市内において営む 農業者のみ 製造できます。
2	原料の生産について条件はありますか？	農業者が自ら福島市内で生産した米に限ります。
3	どぶろくの製造のみすれば特区の条件に合致しますか？	どぶろくの製造だけでなく、 あわせて農業者が農家レストラン、農家民宿、飲食店等を営むことが条件です。 どぶろくの提供を通じて、福島市の地域活性化を図るために特区を活用していただきます。食事に関する営業許可は福島市健康福祉部保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)に、農家民宿については、福島県北農林事務所企画部(電話:024-521-2596)にご相談ください。
4	米を生産したいが、どこに相談すればいいですか？	新規就農をお考えの場合は、福島市農政部農業企画課農業担い手係(電話:024-525-3740)にご相談ください。
5	酒類製造免許を取得したいが、どうすればいいですか？	製造免許を受けるためには、税務署に製造免許の申請書を提出しなければなりません。税務署では設備要件、技術的要件、税の滞納状況及び酒税の納入できる経営状況等の審査項目があります。事前に福島税務署(電話:024-534-3121)にご相談いただき、必要な要件の確認をお願いします。
6	製造施設を建築したいが、どうすればいいですか？	施設の建築には都市計画法や建築基準法等、関係法令の規制があります。製造施設の建築に関する相談は福島市都市政策部開発建築指導課開発審査係(電話:024-525-3790)にご相談ください。
7	製造施設の設備について、どこに相談すればいいですか？	製造に関する設備要件や技術的要件については、事前に福島税務署(電話:024-534-3121)にご相談いただき、必要な要件の確認をお願いします。
8	酒類製造業の許可を取得するには、どうすればよいですか？	酒類を製造するには、製造する施設において食品衛生法の営業許可(酒類製造業)を受ける必要があります。施設基準や食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理などの規制がありますので、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)にご相談ください。
9	製造したどぶろくを提供する飲食店の経営をしたいのですが、どこに相談すればいいですか？	飲食店営業許可が必要です。施設基準や食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理などの規制がありますので、事前に福島市保健所衛生課食品衛生係(電話:024-597-6358)にご相談ください。